

自衛隊施設の強靱化に向けて

第7回意見交換会

令和5年11月7・8日
防衛省 整備計画局

1. 今後の工事の進め方について
2. 官民協力による新たな品質確保体制について
3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
4. 最適化事業の実施体制について
5. 令和6年度予算について

1. 今後の工事の進め方について
2. 官民協力による新たな品質確保体制について
3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
4. 最適化事業の実施体制について
5. 令和6年度予算について

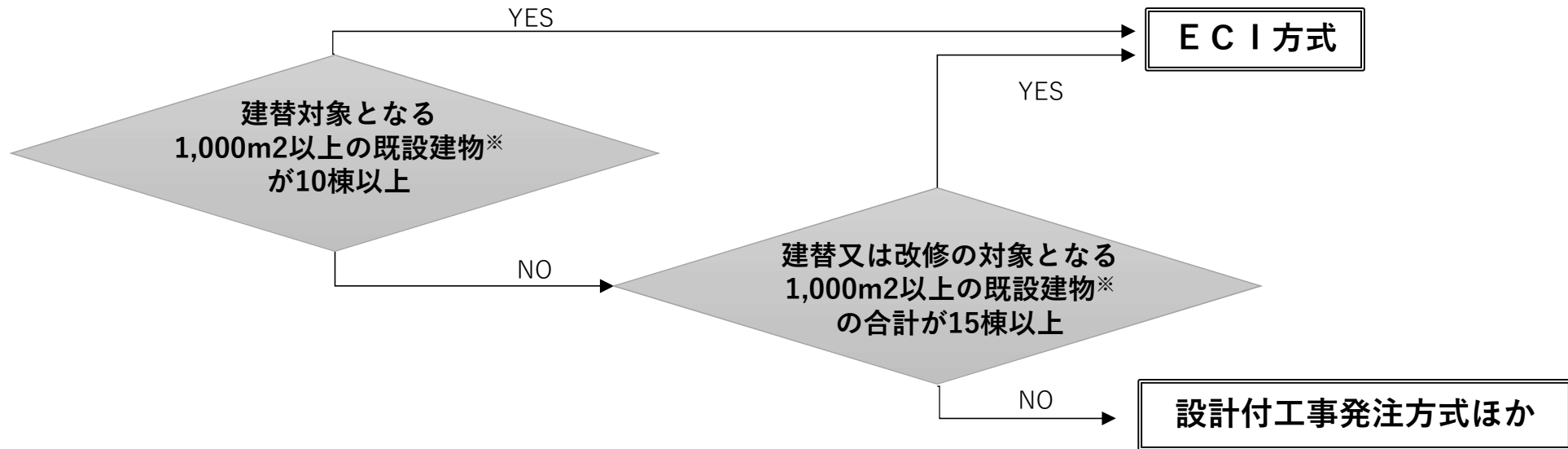
1. 今後の工事の進め方について

(1) 工事発注方式の適用の基本的考え方

本事業は、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要なため、技術提案・交渉方式（E C I方式）を採用することとしている。

E C I方式の適用規模の目安については次のとおり。

1. E C I方式適用規模の目安



→「2. 設計付工事発注方式等の適用」へ

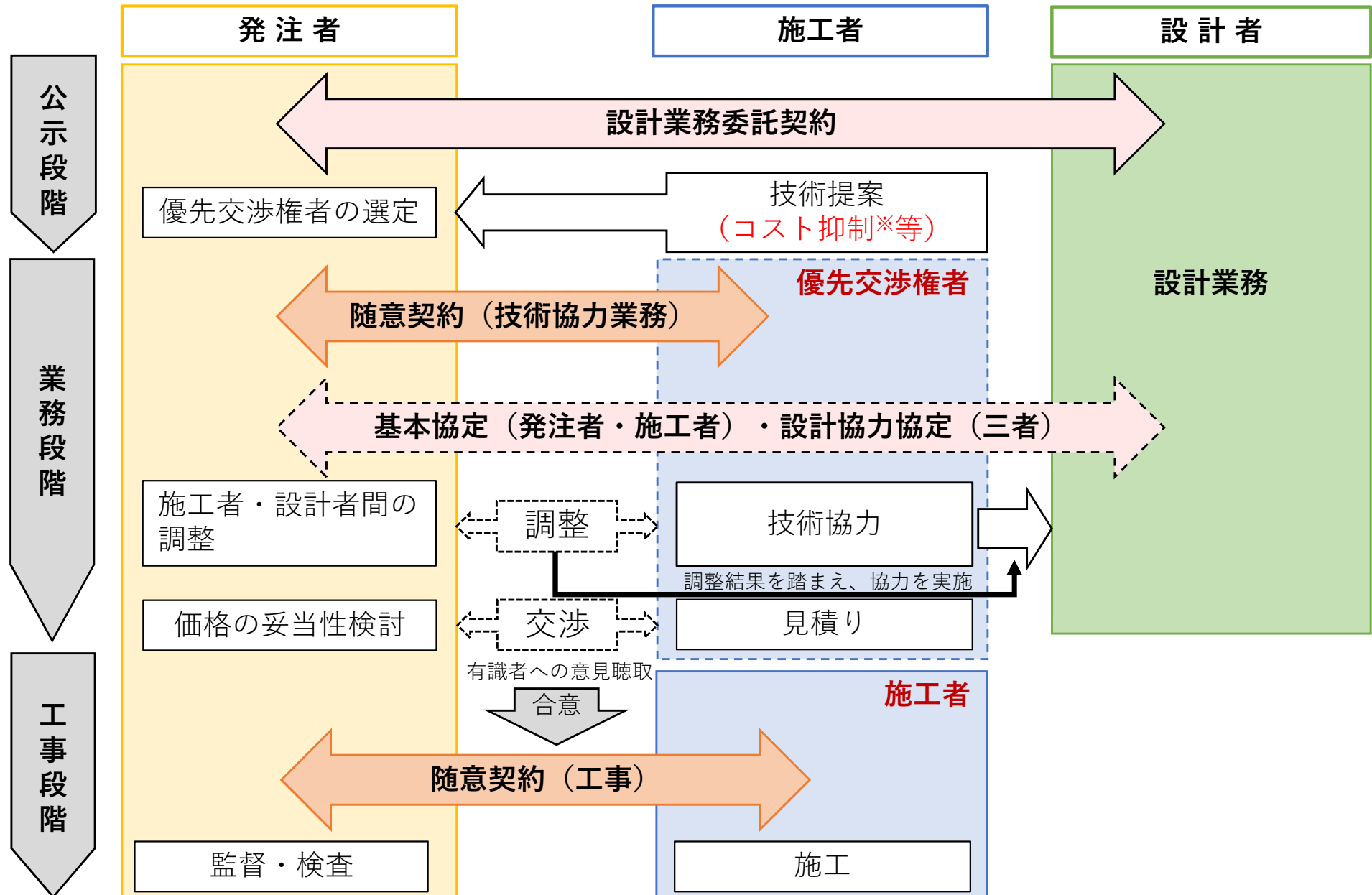
※単体の地区（駐屯地、基地）または近接する地区をまとめた発注ロットでの既設建物数をいう。

2. 設計付工事発注方式等の適用

1,000m ² 以上の建替建物棟数	1,000m ² 以上の改修建物棟数	工事発注方式の別
合計で5棟以上15棟未満		設計付工事発注方式
合計で5棟未満		設計付工事発注もしくは総合評価落札方式による分離・分割発注

(2) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

①コストに配慮したE C I方式の契約形態

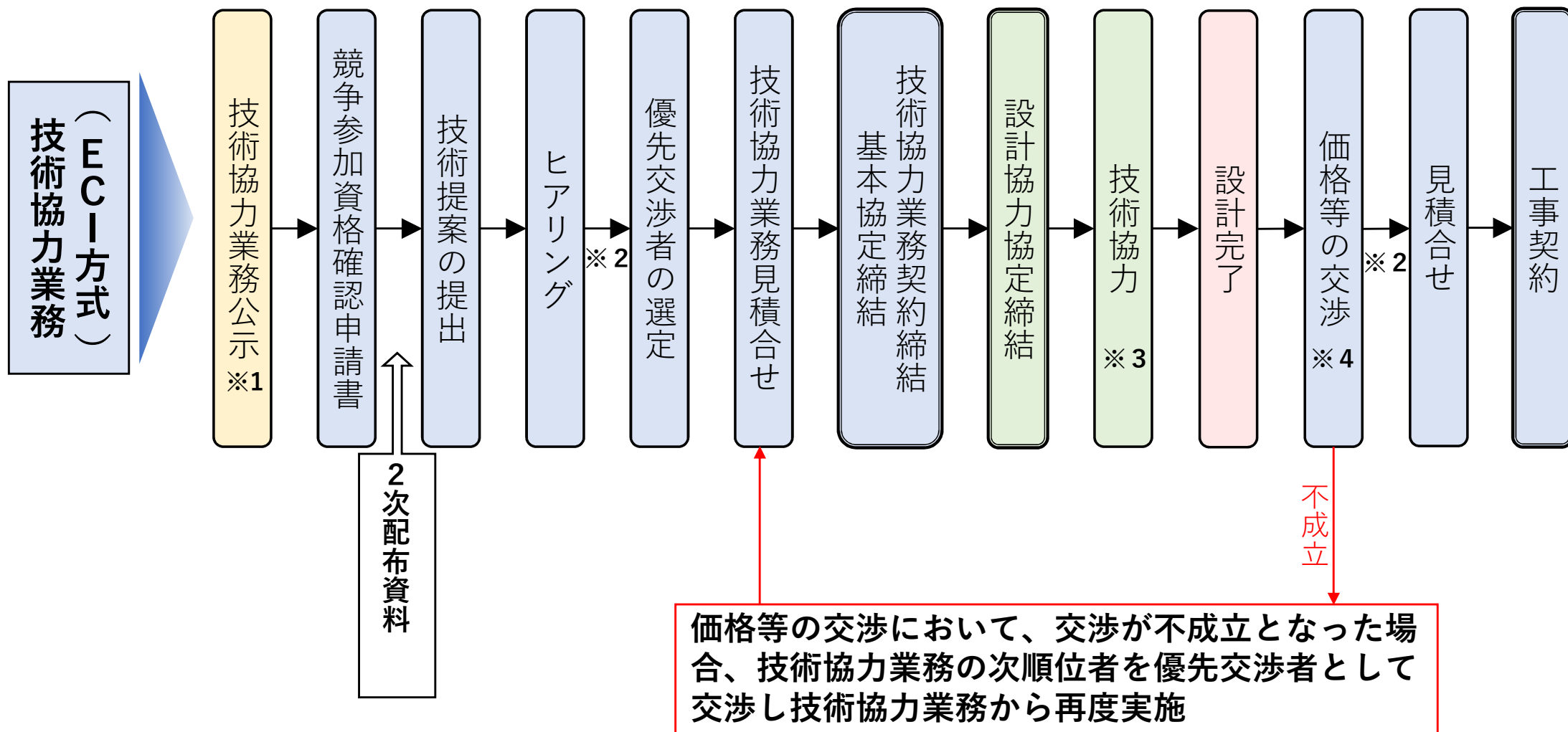


※ 必須テーマ

コスト抑制の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期（4週8休）、施工体制等を確保することを前提

(2) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

②コストに配慮したE C I方式の手続きフロー



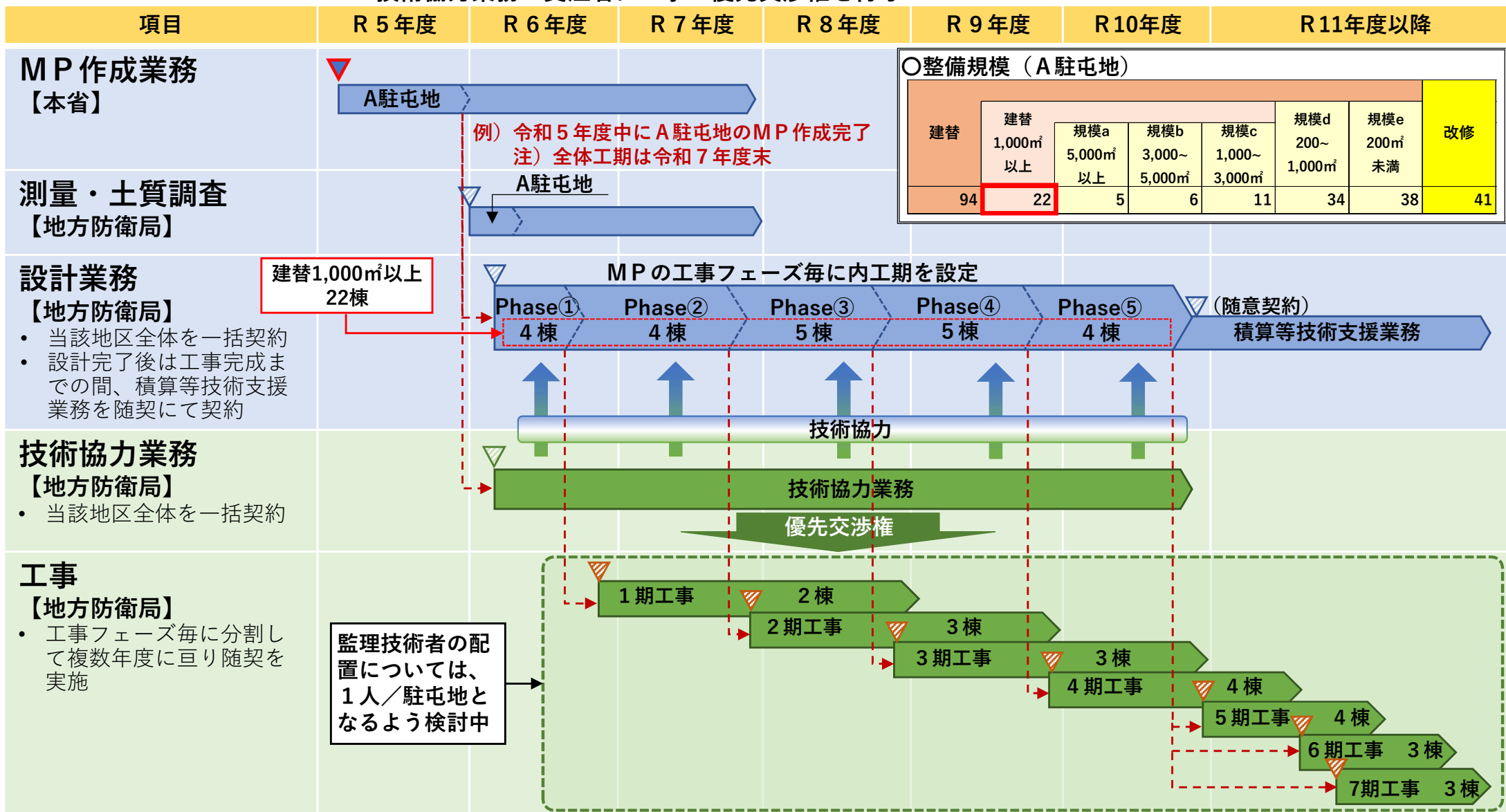
- ※1 公募型プロポーザル方式
- ※2 有識者への意見聴取を実施
- ※3 2次配布資料で示す各建物の計画額を原則上限として計画
- ※4 官側積算による積算額の範囲内で価格交渉を行う

(2) コストに配慮したECI方式の手続きについて

③ コストに配慮したECI方式の具体的なイメージ

例：A駐屯地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に1期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼：MP作成業務契約【本省】

▽：設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

▽：測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(2) コストに配慮したECI方式の手続きについて

④参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格：単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であるとともに、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る●の格付けを受けていること。
共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。
- ・ 企業の実績：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事の実績

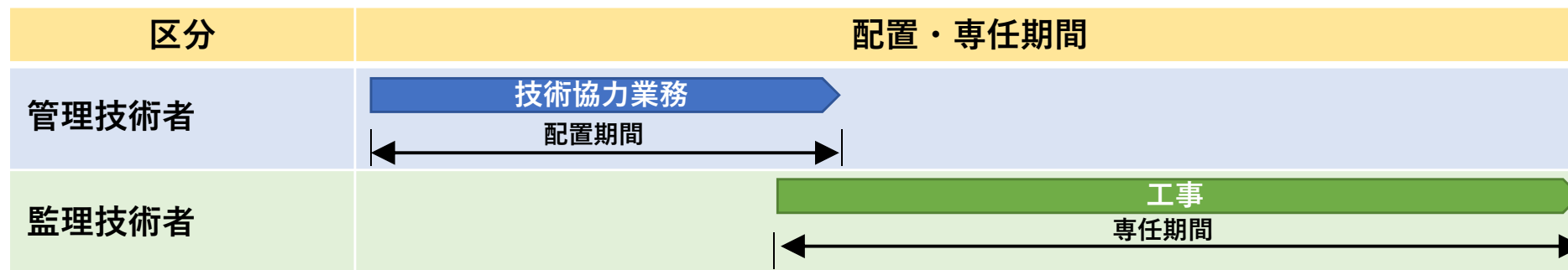
技術協力業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 配置期間：技術協力業務の履行期間

工事の監理技術者

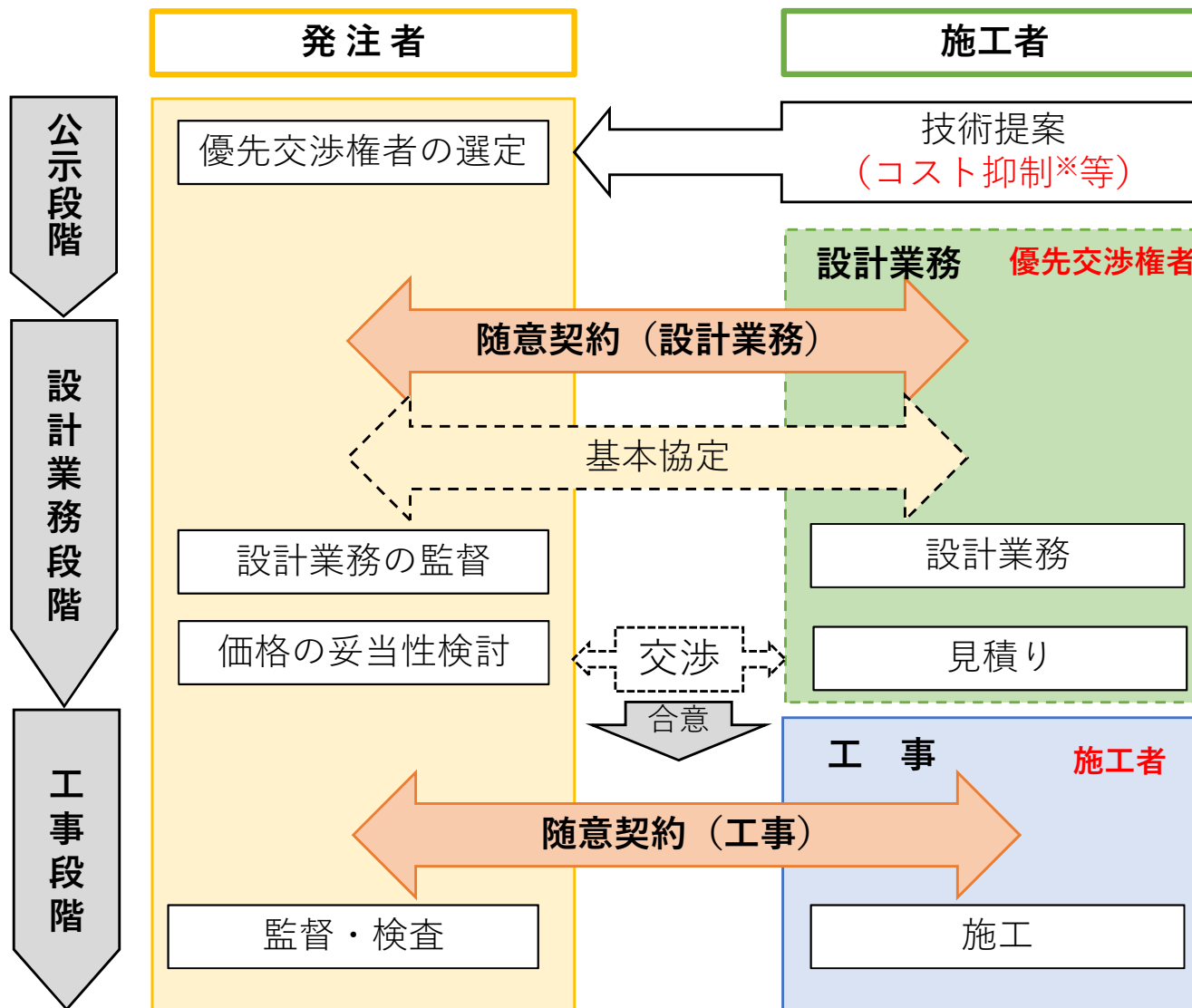
- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験：同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

技術協力業務の期間と工事期間が被らない場合にあつては、同一の技術者での配置は可



(3) 設計付工事の手続きについて

① 設計付工事の契約形態

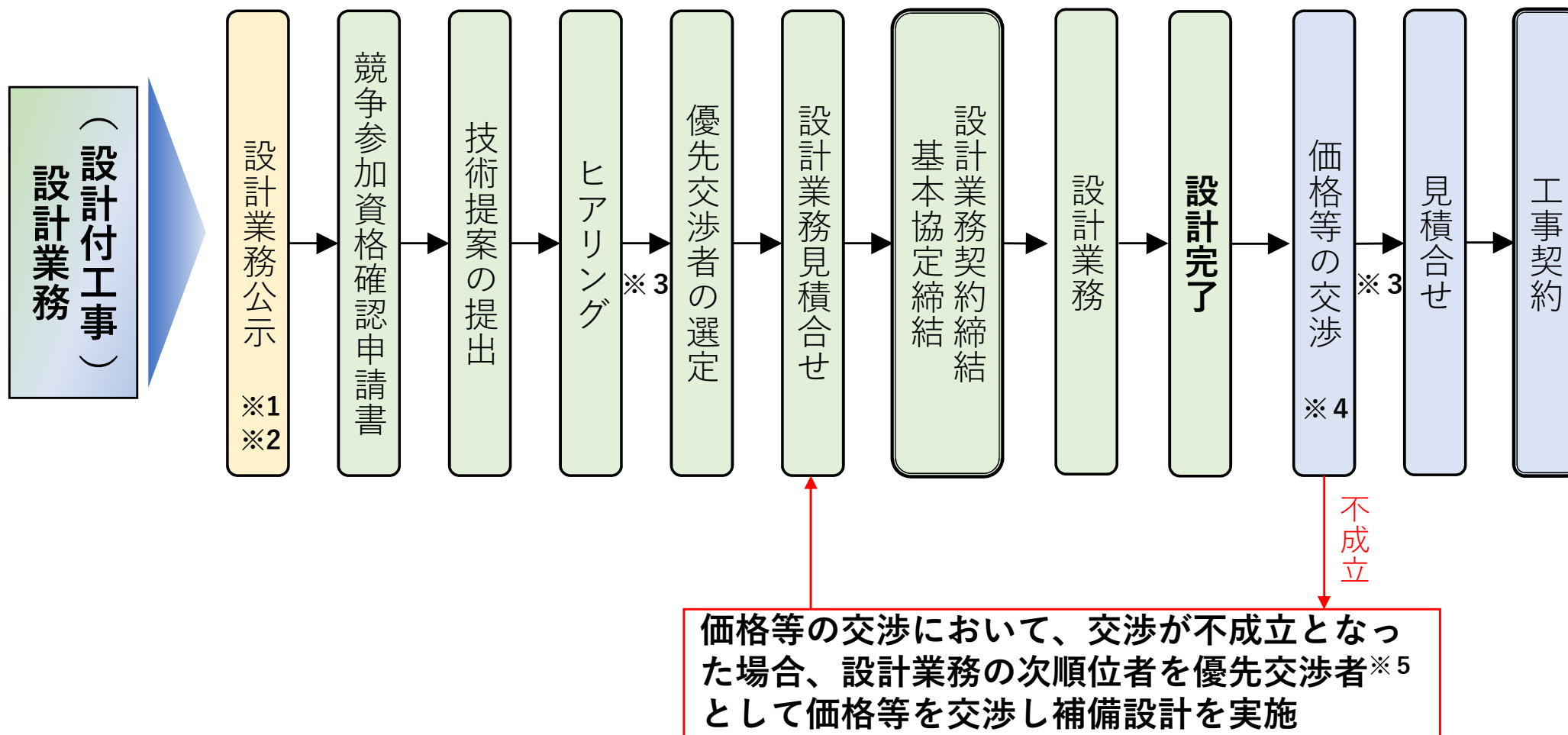


※ 必須テーマ

コスト抑制の提案においては、施工方法や使用機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期（4週8休）、施工体制等を確保することを前提

(3) 設計付工事の手続きについて

② 設計付工事の手続きフロー



※1 公募型プロポーザル方式

※2 公示時の説明書において、各建物の計画額を参考に示すと共に、当該計画額を上限として計画（設計）することを原則とする。

※3 有識者への意見聴取を原則実施

※4 設計業務参加者から徴取した見積を参考に、競争性、価格の妥当性を担保した価格交渉

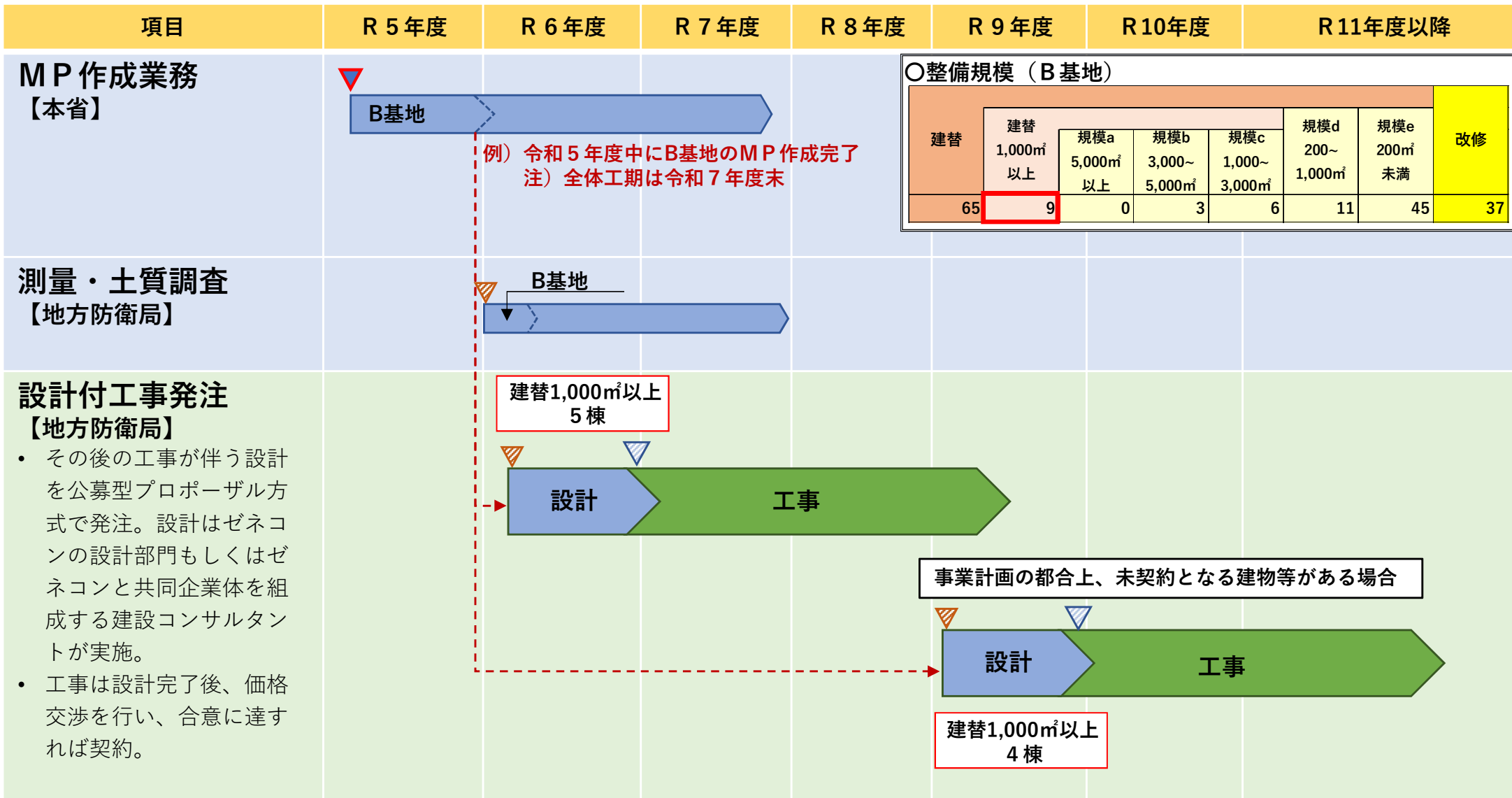
※5 優先交渉者は、※4で見積を提出した者のうち、技術評価点の高い者を次順位者とする。

(3) 設計付工事の手続きについて

③ 設計付工事の具体的なイメージ

例：B基地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に工事についても契約
- 設計業務を行った者にその後の工事の優先交渉権を付与
- 事業計画の都合上、未契約となる建物等がある場合は別途契約手続きを実施



▼ : MP作成業務契約【本省】

▽ : 測量・土質調査、設計付工事契約【各地方防衛局】

▽ : 工事契約 (随意契約) 【各地方防衛局】

(3) 設計付工事の手続きについて

④参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格：単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であること。共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。共同企業体の構成員のいずれかが測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る●の格付けを受けていること。共同企業体の構成員のいずれも測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る●の格付けを有していない場合には、この格付けを有した者を構成員に加えること。
- ・ 企業の実績：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事及び同種業務の実績

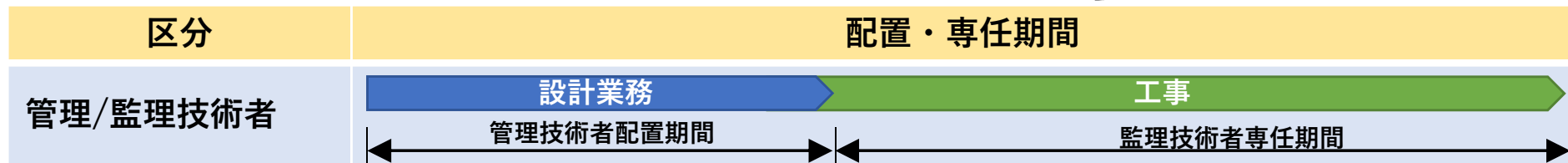
設計業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 配置期間：設計業務の履行期間

工事の監理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験：同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

管理技術者と監理技術者との兼任可



(4) 技術提案書の評価基準、評価点及び特定テーマの参考事例

評価項目		評価基準		配点
技術協力業務 (設計業務) に関する提案	技術協力業務の実 施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
		実施手順 及び 実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
技術提案 主たる事業課 題に関する提案	○特定テーマ1	的確性		30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性		15点 ※評価は6段階とする
	○特定テーマ2 ○○○における、 コスト抑制を意識 した課題と対応策 に関する提案	的確性	コスト抑制 を意識した課題と対応策について、課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合に優位に評価する。	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト抑制 を意識した内容となっており、裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
不測の事態の 想定、対応力 に関する提案	○○作業時におけ る安全確保の課題 と対応策に関する 提案	的確性	○○作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計				140点

○特定テーマ1の評価項目の例

- ・ 部隊運用への影響に配慮した施工計画等の提案
- ・ 部隊用仮設建物、仮設ヤード(資機材置場、仮設事務所等)等の制約条件を踏まえた工法等の提案
- ・ 着実に現場を進捗させるための施工計画の提案
- ・ 工期を意識した施工上の課題と対応策に関する提案

1. 今後の工事の進め方について
- 2. 官民協力による新たな品質確保体制について**
3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
4. 最適化事業の実施体制について
5. 令和6年度予算について

2. 官民協力による新たな品質確保体制について

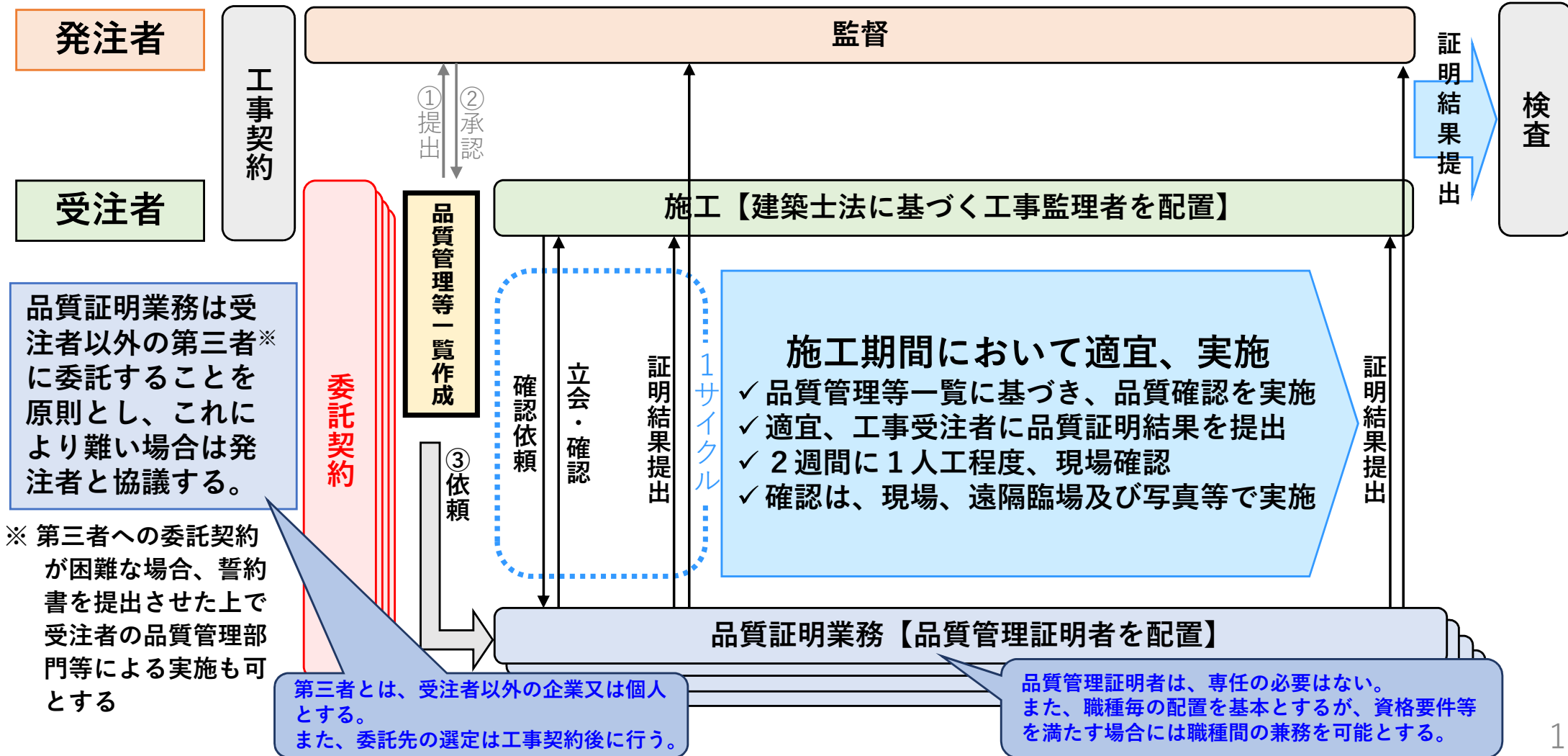
(1) 品質証明業務について

○品質証明業務と会計法上との関係

- ① 検査は国の職員で行うことから、品質管理証明者は会計法上の責は負わない。
- ② あくまでも、検査確認のための証明結果を作成し提出。

➤ 品質管理証明に係る書類及び報告に虚偽の記載があった場合や工事的物が契約不適合であった場合は、受注者に対して厳しく対応する旨を契約書に規定

○品質証明業務の実施フローについて



(1) 品質証明業務について

○品質証明業務の業務内容及び業務量のイメージについて

防衛省版「品質証明業務」

① 設計図書に基づき、施工状況確認、工程管理及び工事に使用する材料試験や品質確認等により良質な工事目的物を確保

- ・ 現場、写真、遠隔臨場等で確認
- ・ 1職種/棟：月1、2人程度

② 中間・完成検査等において品質の確認

- ・ 各検査 1 職種/棟 1 人程度

③ 品質証明結果

- ・ 受注者に品質証明結果を提出

工事監督官（防衛省職員）の任務

設計図書に基づき、施工状況確認、工程管理及び工事に使用する材料試験や品質確認等により良質な工事目的物を確保

- 例・ 施工状況の照合
使用材料と設計図書との照合、品質管理試験の確認、設計図書との照合、出来形の確認など
- ・ 工程管理等

・ 建築士法に基づく工事監理

第3条第1項

一級建築士は、計画通知申請どおり工事が実施されているか監理

品質証明業務に含まず
※

※ 建築士法上の工事監理業務は、工事受注者が行います。ただし、工事受注者の下請けとして、品質証明業務の受託者が一部を行うことも可能です。同法上、一括再委託は禁止されています。

工事検査官（防衛省職員）の任務

- ・ 品質証明結果の確認をもって検査
- ・ 出来栄えについては適切な手段で確認

(1) 品質証明業務について

○契約書への規定

品質証明業務に関して契約書に特約条項を追加

発注者及び受注者は、建設工事請負契約書に次の内容の特約条項を定める。

- 第1条 受注者は、品質証明業務を原則として第三者に委託するものとし、第三者への委託が相応の理由により困難な場合、品質証明業務に関する誓約書を発注者に提出するものとする。
- 第2条 受注者は、品質証明業務に係る書類の作成及び報告を適切に行なわせなければならない。
- 第3条 受注者が提出した品質証明結果に係る書類及び報告に虚偽の記載があった場合には、発注者は受注者に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、是正させなければならない。
- 第4条 前条に該当する場合、その内容に応じ、工事成績評定において、評定点を減ずることとする。
- 第5条 発注者から履行の催告があったにもかかわらず履行されない場合においては、契約書第49条(6)による契約の解除ができるものとする。

○誓約書の提出

第三者への委託契約が困難な場合に限り、理由を明示した誓約書を提出させた上で受注者の品質管理部門等による実施を許可

○年○月○日

品質証明業務に関する誓約書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

今回、弊社が契約を行う工事においては、品質証明業務における第三者への委託契約が必要となっておりますが、○○※1により、第三者への委託契約が困難なため、社内の●●※2による品質証明を行わせて頂きます。

その際、第三者への委託契約と同等以上の品質確認を行い、契約に則った品質証明の結果を監督官へ提出することを誓約いたします。

※1 理由を記載する
※2 品質管理部門等の名称を記載する

※ 契約の解除が工事完成前の場合には違約金を請求し、完成後引渡し前の場合には損害の賠償を請求することがある。また、指名停止等を行うことがある。

(1) 品質証明業務について

○ 品質管理証明者の資格等要件

品質管理証明者は、次の①～④のいずれかの者とする。（職種別（建築、土木、電気・通信、機械）に配置）

- ① 工事の監理技術者の経験を有する者
- ② 業務の管理技術者又は照査技術者の経験を有する者
- ③ 担当職種に応じて以下のいずれかの資格等を有する者

○建築

- ・一級建築士
- ・1級建築施工管理技士
- ・大学卒業後5年以上の実務経験相当（※1）の能力を有する者
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

○土木

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
- ・1級土木施工管理技士
- ・土木学会（特別上級、上級、1級又は2級）技術者
- ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）
- ・大学卒業後5年以上の実務経験相当（※1）の能力を有する者
- ・土木工事共通仕様書（防衛省整備計画局制定）を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

○設備（電気・通信、機械）

- ・一級建築士又は建築設備士
- ・1級管工事施工管理技士
- ・1級電気工事施工管理技士又は1級電気通信工事施工管理技士
- ・大学卒業後5年以上の実務経験相当（※1）の能力を有する者
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

※1 担当技術者の実務経験相当とは、大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有するものとする。

- ④ 公共工事の発注者として技術的実務経験（※2）が10年以上の者

※2 技術的実務経験とは、工事監督の実務経験をいう。

(1) 品質証明業務について

○品質証明業務運用ガイドライン（仮称）の制定

「品質証明業務運用ガイドライン（仮称）」

1. 目的
2. 対象工事
3. 定義
4. 施工者と品質管理証明者との契約
5. 品質管理証明者が行う品質証明業務
6. 品質証明業務に係わる監督職員の業務
7. 契約図書の変更に関する通知
8. 検査を実施する者
9. 検査の実施
10. 出来高部分払いの実施
11. 入札公告の記載例等
12. 参考様式



ガイドラインの内容を踏まえ、
品質証明業務に関する必要な事項を工事特記仕様書に明示

【工事特記仕様書記載項目例】

- 品質証明業務の実施
- 品質管理証明者の選定
- 品質管理証明者との契約
- 品質管理証明者との契約書の写し等の提出
- 品質証明に必要な資機材等の提供
- 契約図書の変更に関する通知
- 品質証明結果の修正
- 実施状況等の確認
- 品質証明業務の期間
- 品質証明業務に係る費用

受注者は、当該業務に必要なとなる臨場日数を算出の上、費用を計上するものとし、原則、費用の変更は行わない。ただし、対象施設が変更になった場合には品質証明業務費用に係る契約変更ができるものとする。

なお、発注者における品質管理証明者の臨場日数に係る算出の考え方は次のとおり。

建築：……………
土木：……………
電気・通信：……………
機械：……………

ECI工事の対象建物分を工事契約毎（○期工事）に計上
例）Ⅰ期工事

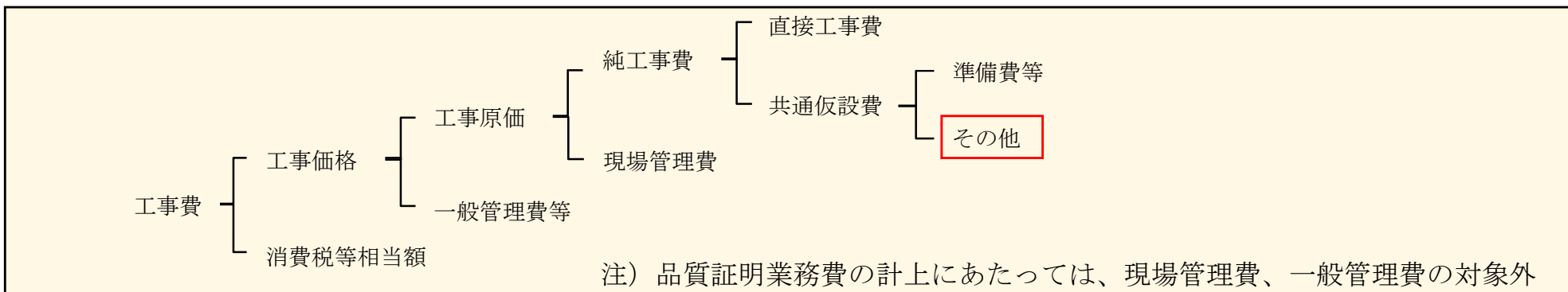
隊舎新設RC-3	5,000㎡	2棟	
庁舎新設RC-2	3,000㎡	1棟	
隊舎改修RC-3	4,000㎡	1棟	など

(1) 品質証明業務について

○ 品質証明業務に係る費用の算定方法

① 積算計上項目

品質証明業務に係る費用は、工事費における共通仮設費のその他に積上げ計上



② 算出方法

$$\text{品質証明業務費用} = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

直接人件費は、臨場日数に基準日額を掛けて計上

$$\text{技師(C)} \times \text{延べ人工数}$$

※建物毎、職種毎に算出
※臨場日数は、受注者においては、当該業務に必要となる日数を算出し積算するものとする。なお、参考として発注者の算出の考え方を特記仕様書に明示する。(発注者は、明示した算出の考え方に則り積算する)

事務用品費、
旅費交通費な
どを計上

その他原価
 $\text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$
※ $\alpha = 25\%$

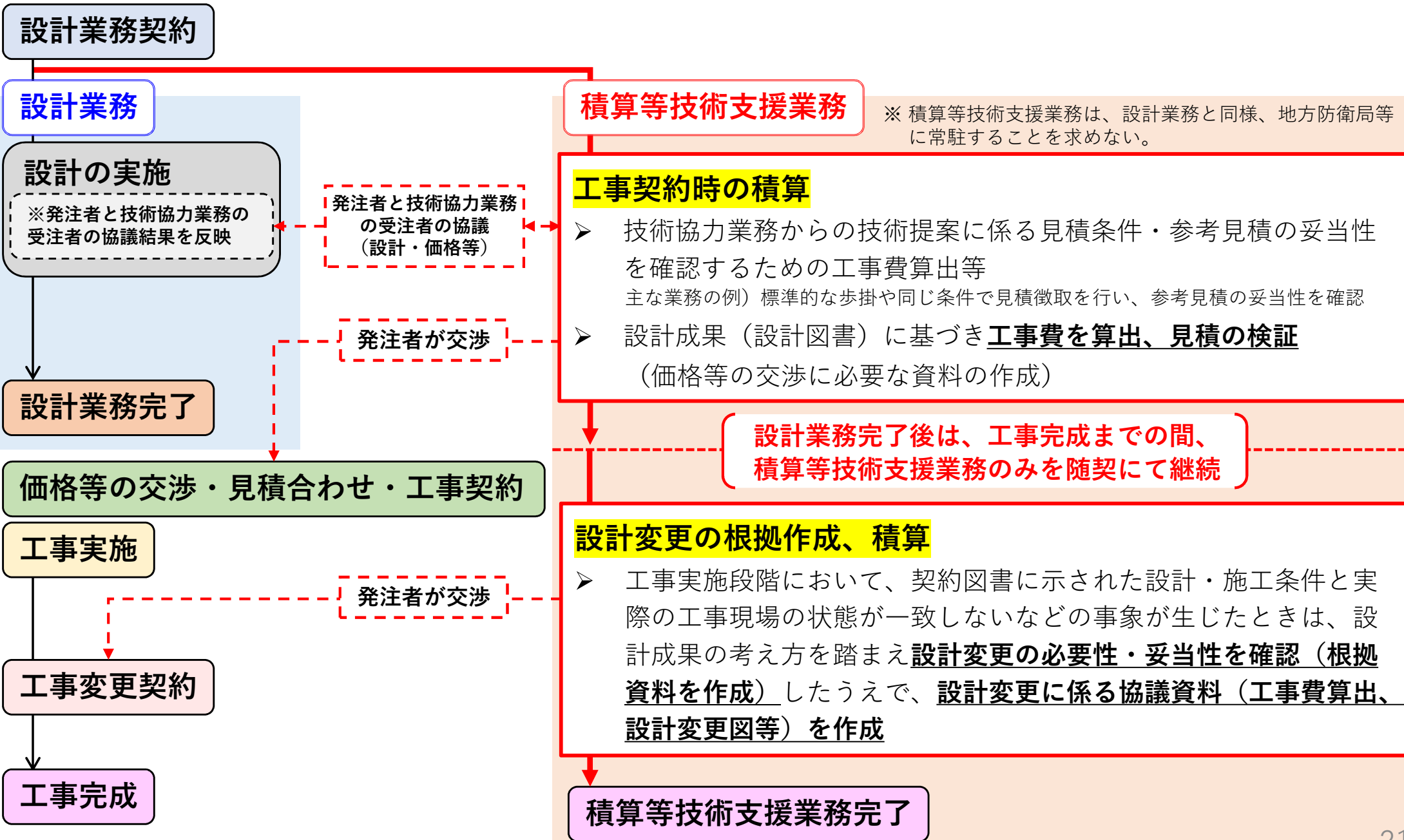
一般管理費等
 $\text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$
※ $\beta = 35\%$

【精算について】

品質証明業務に係る費用については、原則変更は行わない。

(2) E C I 方式の設計業務における積算等技術支援業務について

○積算支援業務の実施フローについて



(2) ECI方式の設計業務における積算等技術支援業務について

○ 積算等技術支援業務に係る費用の算定方法

① 積算計上項目

積算等技術支援業務に係る費用は、設計業務委託費に含めて積み上げ計上

② 算出方法

$$\text{積算等支援業務費用} = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

直接人件費は、勤務日数に基準日額を掛けて計上

$$\begin{aligned} \text{総合調整} &: \text{技師(A)} \times \text{延べ人数} \\ \text{職種毎担当} &: \text{技師(C)} \times \text{延べ人数} \end{aligned}$$

※建物毎、職種毎に算出
※発注者が勤務日数を算出の上、
特記仕様書に勤務日数を明示

事務用品費、
旅費交通費な
どを計上

$$\begin{aligned} \text{その他原価} \\ \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha) \\ \text{※} \alpha = 35\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{一般管理費等} \\ \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta) \\ \text{※} \beta = 35\% \end{aligned}$$

【精算について】

積算等支援業務に係る費用については、配置日数、旅費交通費及びその他の費用（残業、夜間・休日対応など）の項目で実績と実態に応じて精算を行うものとする。

1. 今後の工事の進め方について
2. 官民協力による新たな品質確保体制について
- 3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について**
4. 最適化事業の実施体制について
5. 令和6年度予算について

3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

(1) 同種工事及び同種業務の施工実績（経験）に関する要件の緩和の取り組み

概要

各地方防衛局等が発注する建設工事及び技術業務における一般競争入札等の競争参加資格については、他の発注機関と同様、競争参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての同種工事（同種業務）の実績（経験）を求めているが、建設業界の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているにも関わらず、元請け受注でないことから入札に参加出来ない場合もあることから、このような状況を改善するために、同種工事（同種業務）の施工実績（経験）に関する要件を緩和する制度の見直しを実施。

現状

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績に限定

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験に限定

改正後

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の実績

新規追加

防衛省発注の総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の経験に限定

新規追加

総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験

※ 総合発注工事とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事など、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいう。
また、総合発注業務とは、建築、土木、機械、電気及び通信など、複数の職種からなる業務をいう。

(2) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

① 共同企業体の構成員数の考え方

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体を組成する

共同企業体の構成イメージ

・参加企業の資格（例）：

単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事1600点※以上」であること。

共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事1200点※以上」、「土木一式工事1200点※以上」、「電気工事1100点※以上」、「管工事1100点※以上」又は「電気通信工事1100点※以上」のいずれかであること。（2社※程度を想定）

また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事830点※以上」、「土木一式工事830点※以上」、「電気工事780点※以上」、「管工事780点※以上」又は「電気通信工事780点※以上」のいずれかであること。
（工事の規模に応じ最大7社※程度を想定）

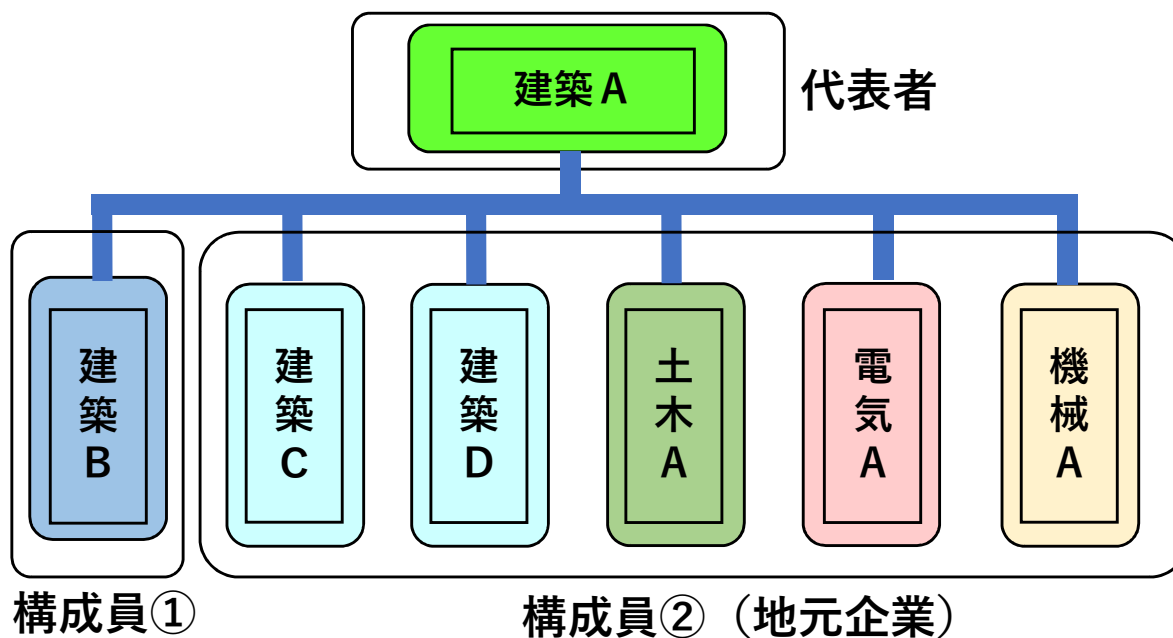
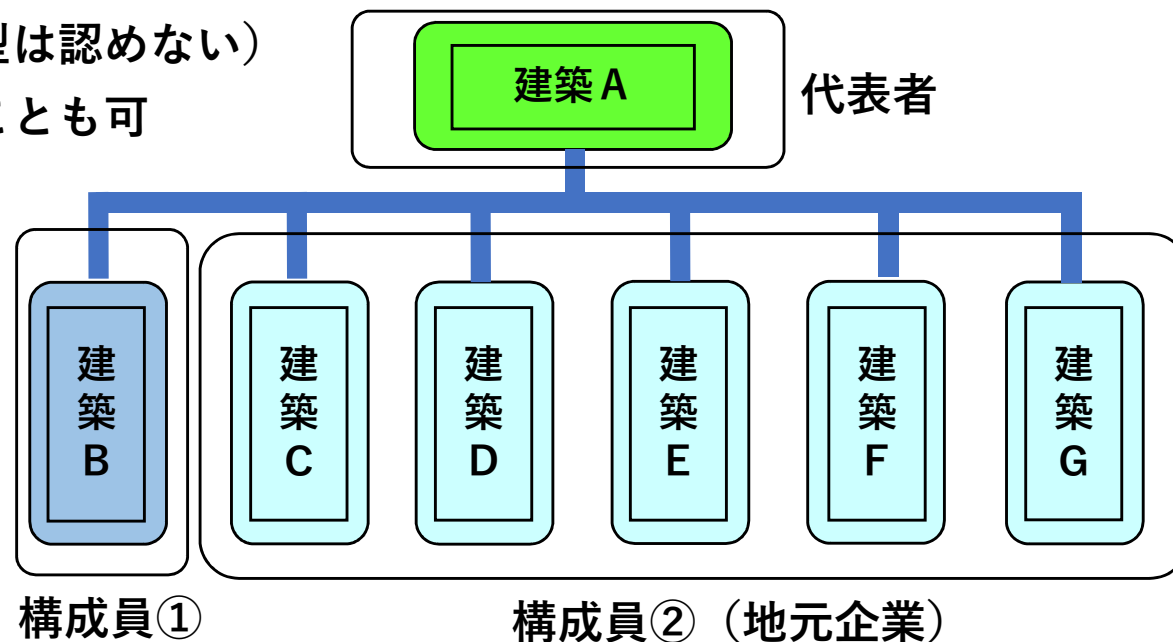
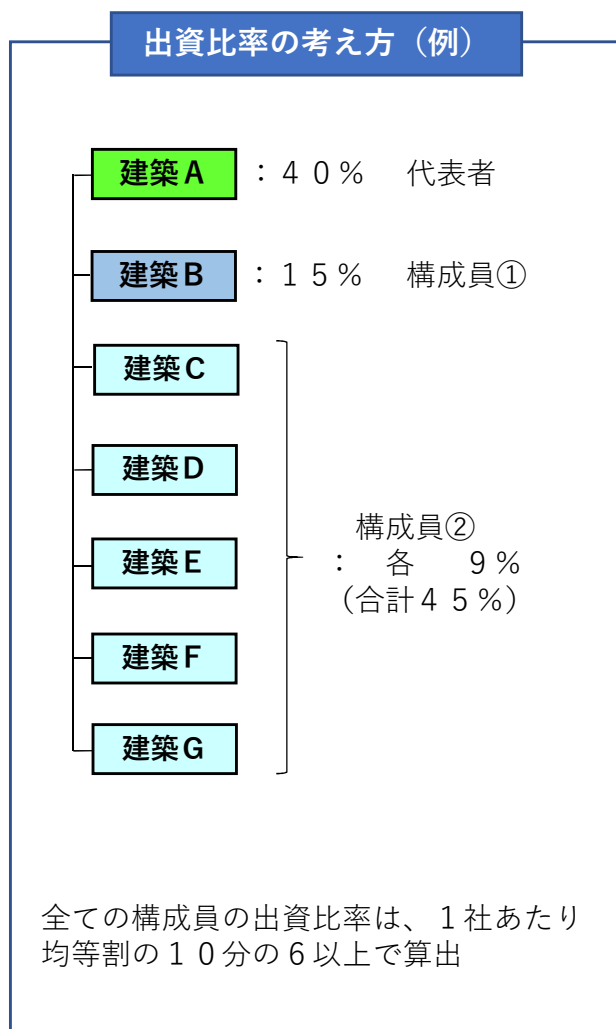
※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

代表者以外の構成員に地元企業を含む場合、地元企業の構成員数に応じて加点する

(2) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

② E C I 方式における共同企業体の考え方

- ・ 甲型共同企業体であること (乙型は認めない)
- ・ 構成員①、②には異工種が入ることも可



(2) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

③設計付工事における共同企業体の考え方

- 共同企業体の区分 (甲型、乙型の別) は、受注者が任意に設定。ただし、甲型の場合、構成員の出資比率は均等割の10分の6以上
- 乙型の場合には分担施工の内容について、均等割の10分の6以上を目安とした施工内容を設定
- 構成員①、②には異工種が入ることも可

甲型の一例

建築A

建築B 建築C 建築D 建築E 建築F 建築G

甲型 (異工種) の一例

建築A

建築B 建築C 建築D 電気A 機械A 土木A

乙型の一例

建築A 1工区 建築B 2工区 建築C 3工区 建築D 4工区 建築E 5工区 建築F 6工区 建築G 7工区

乙型 (異工種) の一例

建築A 1工区 建築B 2工区 建築C 3工区 電気A 1~2工区 電気B 3工区 機械A 1~3工区 土木A 1~3工区

コンサル

設計
工事監理

乙型の場合、各社から監理技術者等を配置する必要あり

出資比率の考え方
(甲型の一例)

建築A : 40% 代表者

建築B : 15% 構成員①

建築C

建築D

建築E

建築F

建築G

構成員②
: 各 9%
(合計 45%)

全ての構成員の出資比率は、
1社あたり均等割の10分の6
以上で算出

凡例:

代表者

構成員①

構成員②

コンサルタントを構成員に含む場合の役割分担

	ゼネコン	コンサル
設計段階	施工計画、仮設計画	設計
工事段階	施工	建築士法に基づく工事監理

(3) 地元企業の活用について

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における評価基準（案）

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に共同企業体の構成員の地元企業数及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	技術協力（設計）業務に関する提案	理解度	10点	
		実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点
			実現性	15点
		テーマ2	的確性	30点
			実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点	
実現性		10点		
小計			140点	
その他	地域貢献度	共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が6者含まれている場合	6点	
		共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が5者含まれている場合	5点	
		共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が4者含まれている場合	4点	
		共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が3者含まれている場合	3点	
		共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が2者含まれている場合	2点	
		共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が1者含まれている場合	1点	
		単体又は共同企業体の代表者以外の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
	※地元企業とは、工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。			
	地元企業の採用	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上。	4点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の35%以上40%未満。	3点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上35%未満。	2点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の25%以上30%未満。	1点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超25%未満。	0点	
県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。		失格		
※地元企業とは、工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請け業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。				
合計			150点	

(3) 地元企業の活用について

② 地元企業への発注を円滑化する取り組み

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることを発信

相指名業者の協力企業参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、E C I方式においては技術協力業務、設計付工事においては設計業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業が協力企業として参加が必要なこと

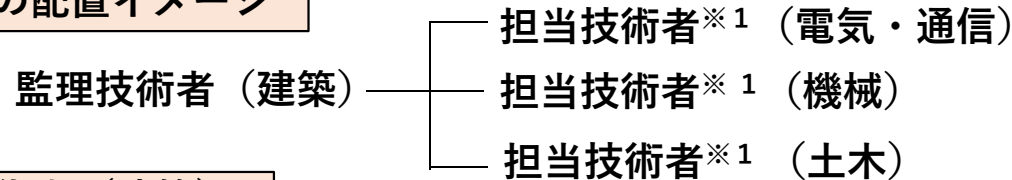
などから、**相指名業者の協力企業参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項（公正な入札の確保）に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の協力企業参加を容認**する考え。

(4) 技術者の要件緩和について

配置予定技術者に求める施工経験については、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、その要件を大きく緩和

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における監理技術者等について

技術者の配置イメージ

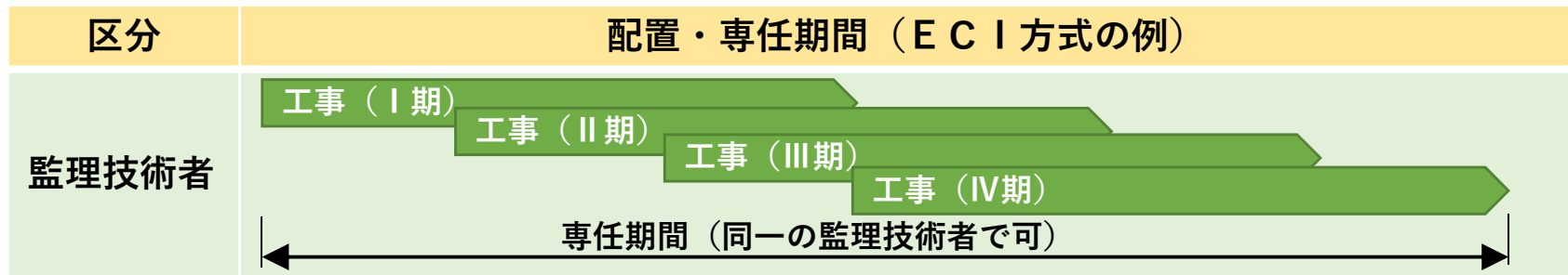


※1：監理技術者又は主任技術者

監理技術者（建築）

- ・資格：一級建築施工管理技士又は一級建築士
- ・経 験：同種工事の施工経験（民間の経験も可）※2
- ・専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合を除く）
- ・配 置：

※2：企業の施工実績に比して大きく緩和



- ・変更要件：残余の工事の内容・規模を勘案し、発注者と調整のうえ、適切な監理技術者の資格、経験等を満たす者であれば可

担当技術者

- ・資格：（電気・通信）一級電気工事施工管理技士又は同等以上
（機械）一級管工事施工管理技士又は同等以上
（土木）一級土木施工管理技士又は同等以上
- ・専任期間、配置、変更要件は監理技術者と同じ

配置予定担当技術者の同種工事の施工経験は求めず

(4) 技術者の要件緩和について

②受注企業の支援を前提とした配置予定技術者の要件緩和について

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名)殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び**企業として技術者を支援し工事の品質を確保することを誓約**します。

記

工事件名:○○(○)○○○建設工事

以上

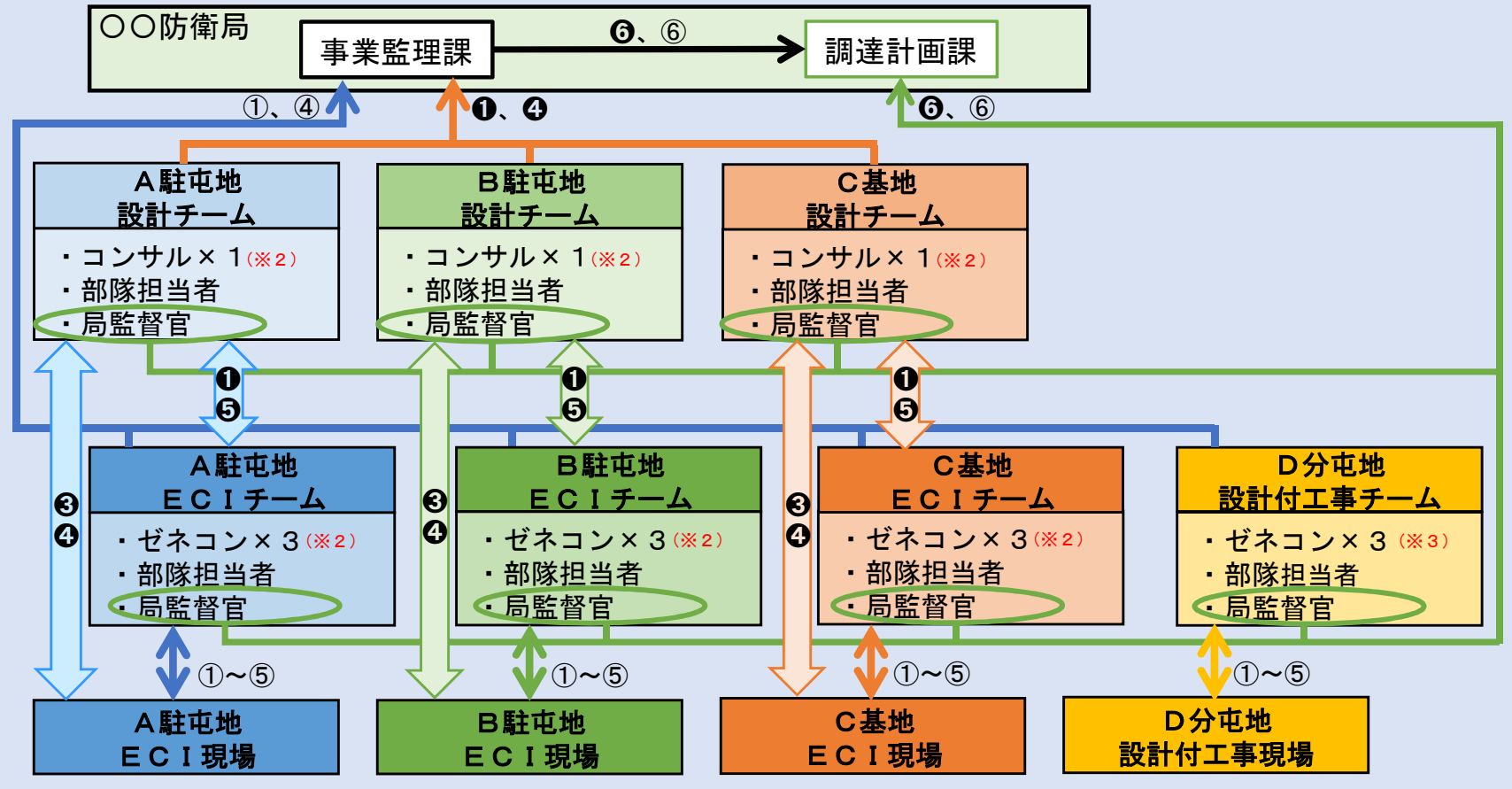
- a. 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は技術者を支援し、品質を確保する旨を誓約
- b. この誓約を前提に、配置予定技術者の施工経験については、企業に求める施工実績に比して大きく緩和
- c. 工事受注者は、企業としての技術者支援策を施工計画書等に盛り込む
例)
 - ・ 受注企業本社の品質管理及び安全管理チームが毎月〇回、現場巡回し、現場指導する体制を構築
 - ・ 受注企業の技術者OBを現場に常駐させ、指導管理体制を拡充

1. 今後の工事の進め方について
2. 官民協力による新たな品質確保体制について
3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
- 4. 最適化事業の実施体制について**
5. 令和6年度予算について

4. 最適化事業の実施体制

- ・最適化事業を継続的かつ着実に推進するため、官民一体の各地区専任チームが常駐する体制を構築
- ・各地区専任チームは、工事契約（設計着手）段階から体制を整え、各地区の事業監理を実施

建付イメージ



- (※1) 朱書き：チーム長
- (※2) 地方防衛局等に常駐
ただし、設計チームとECIチームは別室で業務実施
- (※3) 地方防衛局等に常駐しないが、即応連絡体制を構築

【主な業務内容】

設計チーム

- ・コンサル
担当技術者^(※1)：**①**設計の工程管理・進捗報告、**③**設計変更対応支援、**④**予算過不足の把握・説明資料作成・報告、**⑤**設計・部隊間の連絡調整
- ・部隊担当者：**⑤**設計・部隊間の連絡調整
- ・監督官：**②**技術協力、**⑥**予算調整

ECI / 設計付工事チーム

- ・ゼネコン
現場担当^(※1)：**①**工程管理・進捗報告（装備品、引越し時期含む）、**②**現場状況の把握、**③**設計変更対応支援、**④**予算過不足の把握・説明資料作成・報告、**⑤**現場・部隊間の連絡調整
- 予算担当：**③**設計変更対応支援、**④**予算過不足の把握・説明資料作成・報告
- 調整担当：**⑤**現場・部隊間の連絡調整
- ・部隊担当者：**⑤**現場・部隊間の連絡調整
- ・監督官：**⑥**予算調整

4. 最適化事業の実施体制

○各地区専任チームの費用の算定方法

各地区専任チームの積算については以下のとおりとする。

【設計チーム】

「建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（通知）（防整技第7171号 28.3.31）」に基づき、直接人件費に積上するものとし、一般管理費等の対象とする。

- ・担当技術者（チーム長）：技師（B）×常駐期間

【ECI／設計付工事チーム】

「建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（通知）（防整技第7174号 28.3.31）」に基づき、現場管理費に積上するものとし、一般管理費等の対象とする。 なお、「公共建築工事積算基準等資料」に基づく経費は対象外とする。

- ・現場担当（チーム長）：技師（B）×常駐期間
- ・予算担当、調整担当：技師（C）×常駐期間

○各特記仕様書への記載（案）

各地区専任チーム常駐対象工事については、各特記仕様書に以下のとおり追記するものとする。

特記仕様書 1章 各章共通事項

（例）4 3 その他（○）地方防衛局等への各地区専任チームの常駐について

受注者は、工事契約（設計着手）時から工事完成（設計完了）までの間、工事に係る事業監理を行う技術者を地方防衛局等に常駐させる。

なお、費用を以下のとおり見込むものとし後日精算する。配置予定技術者については監督官の承諾を得るものとする。

- ・チーム長：技師（B）相当×1名 /（資格要件）建築工事（建築設計）に係る実務経験8年以上を有すること
- ・担当者：技師（C）相当×2名 /（資格要件）建築工事に係る実務経験5年以上を有すること

1. 今後の工事の進め方について
2. 官民協力による新たな品質確保体制について
3. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
4. 最適化事業の実施体制について
5. **令和6年度予算について**

5. 令和6年度予算について

(1) 令和6年度概算要求における施設整備関連経費

項目	5年間計画額	R6要求額	概要
既存施設の更新 (防護性能の付与等)	1.7兆円	3,916億円	各駐屯地・基地等における既存施設の構造強化、再配置・集約化及びライフラインの多重化等の整備
災害対策 (津波・液状化等)	0.4兆円	121億円	大規模自然災害発生時における駐屯地・基地等の機能維持・強化のための津波・浸水対策、法面崩落対策や飛行場の液状化対策等の整備
司令部の地下化等	0.2兆円	176億円	主要な装備品、司令部等を防護するため、主要部司令部等の地下化や分散パッド等の整備
火薬庫の整備	0.2兆円	221億円	各種弾薬の取得に連動して、必要となる火薬庫を整備
部隊編成・新規装備品の導入	1.4兆円	3,608億円	部隊の新編又は新規装備品の導入に合わせ、必要な施設の整備
合計	4兆円	8,043億円	

(2) 令和5年度マスタープラン作成を優先的に進める地区

局	陸自	海自	空自	付属
北海道防衛局	<u>札幌</u> 、 <u>真駒内</u> 、 <u>島松</u> 、 <u>東千歳</u> 、 <u>旭川</u> 、 <u>近文台</u>	松前警備所	当別、 <u>千歳</u>	<u>千歳(装)</u> 、 <u>東千歳(情)</u>
帯広防衛支局	<u>帯広</u> 、鹿追		根室	
東北防衛局	青森、 <u>仙台</u> 、 <u>神町</u>	<u>八戸</u>	<u>三沢</u> 、 <u>松島</u> 、秋田、加茂、大滝根山	
北関東防衛局	<u>霞ヶ浦</u> 、 <u>朝日</u> 、新町、吉井、 <u>相馬原</u> 、新発田、十条、 <u>朝霞</u> 、練馬	<u>下総</u> 、市ヶ谷(市原)、南鳥島	<u>百里</u> 、佐渡、 <u>入間</u>	飯岡(装)、小舟戸(情) <u>大井(情)</u>
南関東防衛局	<u>武山</u>	<u>武山</u> 、 <u>厚木</u>	<u>武山</u> 、 <u>浜松</u> 、静岡、御前崎	
近畿中部防衛局	守山、 <u>伊丹</u> 、 <u>宇治</u> 、千僧	<u>舞鶴</u> 、 <u>舞空</u> 、仮屋	<u>小松</u> 、輪島、経ヶ岬、 <u>岐阜</u> 、 <u>小牧</u>	
中国四国防衛局	<u>海田市</u> 、 <u>善通寺</u>		高尾山、 <u>美保</u> 、 <u>防府北</u> 、 <u>防府南</u>	<u>美保(情)</u>
九州防衛局	<u>春日</u> 、 <u>福岡</u> 、 <u>目達原</u> 、鳥栖、対馬	大村、対馬防備隊	<u>築城</u> 、 <u>春日</u> 、高良台、海栗島	太刀洗(情)
熊本防衛支局	<u>健軍</u> 、 <u>北熊本</u>	<u>鹿屋</u>	<u>新田原</u> 、沖永良部島	喜界島(情)
沖縄防衛局	那覇		<u>那覇</u> 、与座岳、宮古島	

注1) 本表は、マスタープランを作成する全283地区のうち、令和5年度にマスタープランの作成を優先的に進める地区を示すもの。

2) 本表に示す地区が令和6年度から事業着手する地区を示すものではない。

3) 発注方式として駐屯地・基地名が**太字**が「ECI方式」、細字が「設計付工事タイプ又は総合評価方式(分離発注)」を示す。

(現時点の予定であり、今後変更の可能性あり)

(3) 測量・土質調査の執行

① 測量調査の発注方針について

- 発注機関：各地方防衛局
- 対象地区：**駐屯地・基地等全283地区**※（駐屯地等の周辺に所在する通信所、演習場等も含む）
※ 近年に測量を実施している地区は除く
- 発注ロット：**各地方防衛局管内を纏めて1件**を基本として計画
- 調査内容：航空測量（一部地形測量含む）及び既設構造物調査
- 発注方式：**総合評価落札方式（1：2）**
- 発注時期：令和5年3／四半期にも手続きを開始予定

② 土質調査の発注方針について

- 発注機関：各地方防衛局
- 対象地区：**令和5年度マスタープラン作成を優先的に進める89地区**
（駐屯地等の周辺に所在する通信所、演習場等も含む）
- 発注ロット：**各都道府県単位**を基本として計画
- 調査内容：土質調査（ボーリング調査、原位置試験、室内試験）
- 発注方式：**総合評価落札方式（簡易型・地元企業活用型（案））**
- 発注時期：令和5年度4／四半期に手続きを開始予定

(3) 測量・土質調査の執行

③地元企業活用型（案）

共同体に関する制度を踏まえつつ、**地元企業を含む数多くの企業が参加できる共同体の組成を検討中**（小規模な場合を除く）

共同体の構成イメージ

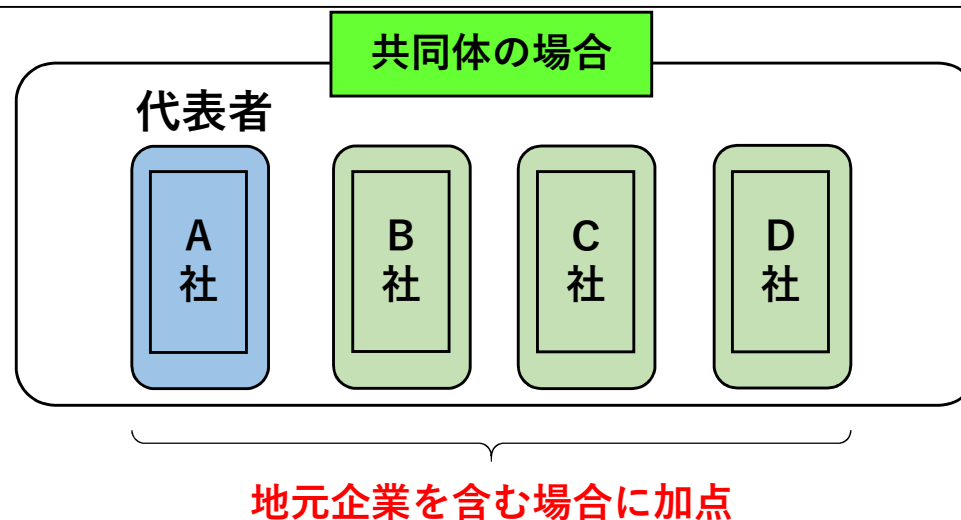
・参加企業の資格（例）：

単体又は共同体の代表者は、防衛省競争参加資格の測量・建設コンサルタント等業務の「地質調査」に係るA※の格付けを受けていること。

代表者を除く構成員は、「地質調査」に係るC※以上の格付けを受けていること。

また、単体又は共同体の構成員に、**地元企業（業務場所と同じ県内に本店の登記がある企業）を含む場合、地元企業の構成員数に応じて加点。**

※ 業務規模、地元登録企業数等を踏まえ、構成員数及び格付等級を業務ごとに設定



(3) 測量・土質調査の執行

④土質調査における評価基準（案）

参加条件に**県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すこと**や、評価基準に**単体又は共同体の構成員の地元企業数及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点**などについて検討中

評価方法（案）：総合評価落札方式（簡易型）において従来の評価項目に地域貢献度を加えて評価
地域貢献度は業務規模、地元登録業者数に応じて以下の4ケースでの評価を検討

【ケース①】

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）	
	判断基準			
地域貢献度	共同 体の 構 成 員	①共同体の構成員に地元企業が4社以上含まれている場合	5点	合計 10点
		②共同体の構成員に地元企業が3社含まれている場合	3点	
		③共同体の構成員に地元企業が2社含まれている場合	2点	
		④単体又は共同体の構成員に地元企業が1社含まれている場合	1点	
		⑤単体又は共同体の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
	地 元 企 業 の 採 用	①地元企業への下請等発注予定金額が受注額の30%以上	5点	
		②地元企業への下請等発注予定金額が受注額の25%以上30%未満	2点	
		③地元企業への下請等発注予定金額が受注額の20%以上25%未満	1点	
		④地元企業への下請等発注予定金額が受注額の10%以上20%未満	0点	
		⑤地元企業への下請等発注予定金額が受注額の10%未満	失格	

【ケース②】

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）	
	判断基準			
地域 貢 献 度	共 同 体 の 構 成 員	①共同体の構成員に地元企業が3社以上含まれている場合	5点	合計 10点
		②共同体の構成員に地元企業が2社含まれている場合	2点	
		③単体又は共同体の構成員に地元企業が1社含まれている場合	1点	
		④単体又は共同体の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
	地 元 企 業 の 採 用	①地元企業への下請等発注予定金額が受注額の30%以上	5点	
		②地元企業への下請等発注予定金額が受注額の20%以上30%未満	2点	
		④地元企業への下請等発注予定金額が受注額の10%以上20%未満	0点	
		⑤地元企業への下請等発注予定金額が受注額の10%未満	失格	

【ケース③】

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）	
	判断基準			
地域 貢 献 度	共 同 体 の 構 成 員	①共同体の構成員に地元企業が2社以上含まれている場合	2点	合計 5点
		②単体又は共同体の構成員に地元企業が1社含まれている場合	1点	
		③単体又は共同体の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
	地 元 企 業 の 採 用	①地元企業への下請等発注予定金額が受注額の20%以上	3点	
		②地元企業への下請等発注予定金額が受注額の10%以上20%未満	0点	
		③地元企業への下請等発注予定金額が受注額の10%未満	失格	

【ケース④】

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）	
	判断基準			
地 域 貢 献 度	-	加点なし（従前どおり）	-	-

（補足事項）

共同体の構成員

・地元企業とは、業務場所と同じ県内に本店の登記がある企業

地元企業の採用

・地元企業とは、業務場所と同じ県内に本店の登記がある企業

・業務場所と同じ県内に本店の登記がある企業に限り、自社施工分も地元企業への下請等発注予定金額に計上可

(4) 令和6年度予算政府案の閣議決定後に公表する情報(案)

事業規模区分
 ・A：300～500億円
 ・B：500～700億円
 ・C：700～1,000億円

➤ 令和6年度にECI方式での発注を計画している地区

発注機関	令和6年度に計画している内容及び対象地区 ※ () は事業規模を示す。	
	設計+技術協力業務	設計+技術協力業務+工事
北海道防衛局	●●駐屯地 (B)、▲▲基地 (C) . . .	■ ■ 駐屯地 (A)、◆◆基地 (B) . . .
帯広防衛支局	○○駐屯地 (A)、△△基地 (C) . . .	□□駐屯地+◇◇分屯基地 (C) . . . <small>隣接する駐屯地と分屯基地を統合する場合</small>
⋮	⋮	⋮

➤ 令和6年度に設計付工事等での発注を計画している地区

発注機関	令和6年度に計画している内容及び対象地区	
	設計のみ	設計+工事
北海道防衛局	●●駐屯地、▲▲基地 . . .	■ ■ 駐屯地、◆◆基地 . . .
帯広防衛支局	○○駐屯地、△△基地 . . .	□□駐屯地+◇◇分屯基地 . . .
⋮	⋮	⋮

注) 現段階での掲載(案)であり、実際に防衛省HPに掲載する内容と異なる場合があります。また、掲載する情報は政府案に基づくものであり、令和6年度本予算の内容と異なる場合があります。

意見交換

(質疑応答)

○ 今後の意見交換会に関するお問合せ先について

- (議題 1、3～5) ■ 防衛省整備計画局施設整備官付統括事業監理室長 御園
電話番号：03-3268-3111(内線36450)
E-mail：misonotad@ext.mod.go.jp
- (議題 2) ■ 防衛省整備計画局施設技術管理官付調整官 郷原
電話番号：03-3268-3111(内線35968)
E-mail：gouharatos@ext.mod.go.jp